

お客様各位

## 【重要なお知らせ】

### 消費税率改定に伴う、レンタカー基本料金等の適用税率について

2019年10月1日に適用が開始される消費税率の改定を受けまして、消費税法に基づく経過措置に従い、弊社のレンタカー基本料金等に含まれる消費税の税率を以下の通りといたします。

#### ■ レンタカー基本料金等に適用される消費税率について

##### ① 9月30日までにご予約

- ・ 9月30日以前の出発・返却分：8%
- ・ 10月1日以降の出発・返却分：10%

※9月末から10月1日をまたぐ出発・返却に関しましては、日割り計算の上、各期間に適用される消費税率に乗じて消費税率を計算いたします。  
(マンスリー契約も同様の対応とさせていただきます。)

##### ② 10月1日以降のご予約：10%

また、2019年10月1日の消費税率の10%への引き上げまでの期間、トヨタレンタカーWebサイト・アプリ及び、店頭料金表にてお知らせしている料金一覧やオプション料金などの料金表は、消費税率8%での算出額でのご案内となりますので、何卒ご了承をお願い申し上げます。

株式会社トヨタレンタリース旭川